(趣旨)

第1条 この規則は、上勝町福原貸事務所の設置及び管理に関する条例(令和 3年条例第97号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定め るものとする。

(利用時間)

第2条 上勝町福原貸事務所(以下「貸事務所」という。)の利用時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の申込み申請)

- 第3条 条例第5条第1項の申請は,貸事務所利用申請書(様式第1号)によるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1)活動計画書(様式第2号)
 - (2)納税証明書
 - (3)法人にあっては次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄付行為等
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 直近の貸借対照表及び損益計算書等決算関係書類
 - (4)団体(法人を除く。)にあっては次に掲げる書類
 - ア 規約等
 - イ 代表者の履歴書
 - ウ 代表者の住民票の写し
 - エ 直近の事業報告書及び決算関係書類
 - (5)個人にあっては次に掲げる書類
 - ア 履歴書
 - イ 住民票の写し
 - ウ 直近の所得証明書及び確定申告書の写し
 - (6) その他町長が必要と認める書類

(利用の決定)

第4条 町長は、条例第5条第2項の規定により利用の可否を決定したとき は、貸事務所利用決定通知書(様式第3号)又は貸事務所利用不可決定通 知書(様式第4号)により、その旨を本人に通知する。

(利用の手続き)

第5条 貸事務所の利用決定者は,決定のあった日から10日以内に条例第17 条の規定により敷金を納付すること。 2 町長は、利用決定者が利用の手続きをしたときは、当該利用決定者に対 してすみやかに貸事務所の利用指定日を通知する。

(利用者選考委員会)

- 第6条 町長は,条例第6条第2項に規定する利用者選考委員会(以下「委員会」という。」)を設置する。
- 2 委員会の委員(以下「選考委員」という。)は、町長が職員の中から委嘱 する者をもって組織する。
 - (1) 町職員代表 4名
- 3 利用者選考委員会に会長をおき、会長は選考委員の互選とする。
- 4 選考委員は、当該諮問に係る選考が終了したとき、解任されたものとする。

(利用の変更等)

第7条 利用者は、その利用の決定に係る事項を変更しようとするときは、 貸事務所利用許可変更申請書(様式第5号)を町長に提出しなければなら ない。

(模様替え等の手続き)

第8条 条例第11条第1項ただし書きに規定する承認を受けようとする者は、 貸事務所模様替え・増築承認申請書(様式第6号)を町長に提出しなけれ ばならない。

(貸事務所明渡し届)

第9条 条例 12条に規定する者は、貸事務所明渡し届(様式第7号)により 町長に届け出なければならない。

(使用料の減免及び徴収猶予の手続き)

- 第10条 条例第15条に規定する使用料の減免又は徴収猶予の申請をしようとする者は、貸事務所使用料減免・徴収猶予申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、使用料の減免又は徴収猶予の可否を決定したときは、貸事務所 使用料減免・徴収猶予決定通知書(様式第9号)により申請者に通知する。 (家賃の納付方法)
- 第11条 条例第16条に規定する使用料は、納入通知書により納付しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、令和4年8月1日から施行する。